

四街道市ひとり親家庭等医療費等助成条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この条例において「ひとり親家庭の父母等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 次のアからキまでのいずれかに該当し、児童を監護する父又は母及びその児童</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項又は第10条の2の規定による命令を申し立て、現に配偶者に当該命令が発せられた者</p> <p>カ・キ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この条例において「ひとり親家庭の父母等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 次のアからキまでのいずれかに該当し、児童を監護する父又は母及びその児童</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令を申し立て、現に配偶者に当該命令が発せられた者</p> <p>カ・キ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p>